

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第18条第1項の規定により観音寺都市計画道路及び豊浜都市計画道路を変更しようとするので、同法第21条第2項において準用する同法第17条第1項の規定により次のとおり公告し、その案を公衆の縦覧に供する。

なお、この案については、関係市の住民及び利害関係人は、縦覧期間満了の日までに香川県知事に意見書を提出することができる。

平成24年1月6日

香川県知事 浜 田 恵 造

1 都市計画を変更する土地の区域

観音寺都市計画道路

- 3・4・2 観音寺駅観音寺港線
- 3・4・3 観音寺駅三本松線
- 3・5・13 観音寺駅高屋線（3・4・13観音寺駅高屋線から名称変更）
- 3・5・14 八幡室本線（3・4・14八幡室本線から名称変更）
- 3・5・16 栄町七間橋線（3・4・16栄町七間橋線から名称変更）
- 3・5・6 黒渕本大線（3・5・6昭和本大線から名称変更）
- 3・5・7 八幡玉田線
- 3・5・10 仮屋山田線

豊浜都市計画道路

- 3・5・1 国道11号線（2・2・3国道11号線西線から名称変更）
- 3・5・2 須賀五軒屋線（1・（小）・3豊浜駅前朝日線から名称変更）
- 3・6・3 豊浜大野原線（1・（小）・6豊浜大野原線から名称変更）
- 2・2・4 国道11号線東線（廃止）
- 2・2・1 豊浜駅前線（廃止）
- 2・2・2 豊浜港線（廃止）
- 1・（小）・1 豊浜観音寺線（廃止）

縦覧に供する図面表示のとおり

2 都市計画の案の縦覧場所

香川県土木部都市計画課及び観音寺市建設部都市整備課

3 縦覧期間

平成24年1月6日から同月20日まで